

昭和四十一年厚生省令第二十二号

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）第十三条の規定に基づき、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則を次のように定める。

（特別給付金の請求手続）

第一条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する特別給付金を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、様式第一号（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十八号。以下「平成二十八年法律第二十八号」という。）附則第七条第一項に該当する者にあつては、様式第一号の二）による戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求書を、裁定機関（厚生労働大臣又は戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和四十一年政令第二百二十七号）第四条の規定により特別給付金を受ける権利の裁定を行うこととされた者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 請求者が法第三条第一項に規定する特別給付金を請求する場合には、前項の請求書に、令和三年四月一日において請求者が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる場合を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつたと認められる場合を除く。以下この条において同じ。）をしていたこと及びその相手方の氏名を明らかにすることができるとする戸籍の謄本又は抄本その他の書類を添えなければならない。

3 請求者が平成二十八年法律第二十八号附則第五条第三項から第十二項までの規定により法第三条第一項に規定する特別給付金を請求する場合には、前項の規定にかかわらず、第一項の請求書に、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 請求者が平成二十八年法律第二十八号第二条の規定による改正前の法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者であることを認めることができる書類

二 令和三年四月一日において請求者が前号の特別給付金に係る戦傷病者等と婚姻をしていたことを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類

4 請求者が平成二十八年法律第二十八号附則第七条第一項の規定により法第三条第一項に規定する特別給付金を請求する場合には、第二項の規定にかかわらず、第一項の請求書に、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 請求者が戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十五号）による改正前の法第三条第一項の特別給付金又は平成二十八年法律第二十八号第一条の規定による改正前の法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者であることを認めることができる書類

二 前号の特別給付金に係る戦傷病者等の死亡の日を明らかにすることができる書類

三 請求者が平成二十八年法律第二十八号附則第七条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類

5 請求者が法第五条第一項の規定により死亡した者の相続人として特別給付金を請求する場合は、第一項の請求書に、第二項並びに第三項及び前項の各号に掲げる書類並びに請求者が死亡した者の相続人であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類を添えなければならない。この場合において、第二項、第三項第一号及び第二号並びに前項第一号及び第三号中「請求者」とあるのは、「被相続人」と読み替えるものとする。

（裁定の通知）

第二条 裁定機関は、請求者が特別給付金を受ける権利を有するものと裁定したときは、様式第二号による戦傷病者等の妻に対する特別給付金裁定通知書を請求者に交付しなければならない。

2 裁定機関は、請求者が特別給付金を受ける権利を有しないものと裁定したときは、様式第三号による戦傷病者等の妻に対する特別給付金却下通知書を請求者に交付しなければならない。

（請求書の経由）

第三条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求書は、請求者の居住地の市町村長（特別区にあつては、区長。）、都道府県知事を順次經由して、裁定機関に提出するものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四十二年七月一日厚生省令第二十三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四十二年五月一日厚生省令第一三号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則、引揚者給付金等支給法施行規則、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則（以下「遺族援護法施行規則等」という。）の規定に基づいて那覇日本政府南方連絡事務所長に対してされている手続は、この省令による改正後の遺族援護法施行規則等の相当規定に基づいて、日本政府沖縄事務所長に対してされた手続とみなす。

附 則 （昭和四十五年五月一日厚生省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則、引揚者給付金等支給法施行規則、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則（以下「遺族援護法施行規則等」という。）の規定に基づいて日本政府沖縄事務所長に対してされている手続は、この省令による改正後の遺族援護法施行規則等の相当規定に基づいて、沖縄事務局長に対してされた手続とみなす。

附 則 （昭和四十七年五月一日厚生省令第二十三号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則、未帰還者留守家族等援護法施行規則、引揚者給付金等支給法施行規則、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦傷病者特別援護法施行規則、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則又は戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定による届出に関する省令（以下「遺族援護法施行規則等」という。）の規定に基づいて琉球政府の当局又は沖縄事務局長に対してされている手続は、この省令による改正後の遺族援護法施行規則等の相当規定に基づいて、沖縄県知事に対してされた手続とみなす。

附 則（昭和五十一年六月一四日厚生省令第二三三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第二十二号。以下「法律第二十二号」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。

2 法律第二十二号附則第五条第三項の規定により戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の規定を適用される者について、この省令による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則第一条第三項第二号を適用する場合には、同項第二号中「十年を経過した日」とあるのは「十年を経過した日（その日が昭和五十一年十月一日前であるときは、同日）」とする。

3 法律第二十二号附則第六条の規定により戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得することとなる者が当該特別給付金を請求しようとするときは、この省令による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則第一条第三項の規定にかかわらず、同条第一項の請求書に次に掲げる書類を添えなければならない。

一 昭和四十八年四月一日において請求者が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる場合を含み、離婚の届出をしていないが、事実上離婚と同様の事情にあつたと認められる場合を除く。）をしていたこと及びその相手方の氏名を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類

二 前号の相手方が昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより障害の状態になつたこと及び昭和四十八年四月一日において、当該障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二又は第一号表ノ三に該当していたことを認めることができる書類

三 第一号の相手方が昭和四十八年四月一日において戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する給付（以下「増加恩給等」という。）のうち年金たる給付を受けていたこと又は同日において増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがあることを認めることができる書類

四 請求者が戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項各号のいずれにも該当しない者であることを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類

附 則（昭和五十四年五月二三日厚生省令第二二五号）

1 この省令は、昭和五十四年十月一日から施行する。

2 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第二十九号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十七年八月三一日厚生省令第四〇号）

この省令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年九月二五日厚生省令第五一号）

1 この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

2 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十三号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。

附 則（昭和六〇年三月三〇日厚生省令第一八号）

この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年七月一六日厚生省令第四〇号）

1 この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

2 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十三号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。

附 則（昭和六二年三月二八日厚生省令第二〇号）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（平成元年三月二四日厚生省令第一〇号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り續けて使用することができる。

4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であつて改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附 則（平成三年八月一五日厚生省令第四六号）

- 1 この省令は、平成三年十月一日から施行する。
- 2 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成三年法律第五十五号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。

附 則（平成八年八月二三日厚生省令第五二号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成八年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十五号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。

附 則（平成一一年一月二一日厚生省令第六号）

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成一一年三月二六日厚生省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年三月二六日厚生省令第二九号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年三月二七日厚生省令第三九号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号） 抄

（施行期日）

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成一三年七月二二日厚生労働省令第一四二号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第十一号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年一月二六日厚生労働省令第七号） 抄

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年四月二一日厚生労働省令第七四号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成一八年九月二五日厚生労働省令第一六一号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十五号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年九月二五日厚生労働省令第二二二号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第十条 この省令の施行の際現に第十五条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則様式第一号及び様式第一号の二（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、それぞれ同条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則様式第一号及び様式第一号の二によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成二三年七月二二日厚生労働省令第八八号）

(施行期日)

1 この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十五号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年二月二五日厚生労働省令第二五号）抄

(施行期日)

1 この省令は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二八年四月一五日厚生労働省令第九三号）

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、平成二十八年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十八号）第一条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。

附 則（令和元年五月七日厚生労働省令第一号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和二年二月二五日厚生労働省令第二〇八号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年三月三一日厚生労働省令第六四号）

(施行期日)

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十八号）第二条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。

附 則（令和五年二月二十六日厚生労働省令第一六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年三月六日厚生労働省令第三七号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

様式第一号

(表面)

戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求書										2 - 29				
戦 傷 病 者 等	フリガナ			生 年	明治・大正・昭和									
	氏 名	(姓)	(名)	月 日	年 月 日									
	もとの身分													
	退職時の 本 籍 等	都 道 府 県												
	令和3年4月1日において 受けていた年金等又は受けた ことがある一時金等の種別	01 増加恩給	11 障害年金											
	02 傷病年金	12 障害一時金												
	03 特例傷病恩給	31 旧令共済組合公務傷病年金												
	04 傷病賜金	41 その他() ※裏面4参照												
	令和3年4月1日における 障 害 の 程 度	項 症 款 症 級	証書記号 番 号											
請 求 者	フリガナ			生 年	明治・大正・昭和・平成・令和									
	氏 名	(姓)	(名)	月 日	年 月 日									
				個人番号										
	住 所	〒 都 道 府 県												
	これまで戦傷病者等の妻に対する特別給付金 国庫債券を受けたか受けないかの別			受けた ・ 受けない										
	これまで戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けた場合													
	第 回特別給付金国庫債券 号	裁定通知書 記 号 番 号	第 号	請求当時 の 住 所	都 道		市 区 府 県 町 村							
	令和3年4月1日において欠格事由に該当するか ※裏面7参照			該当する ・ 該当しない										
被 相 続 人 成 年 後 見 人 等	フリガナ			死 亡	令和 年 月 日									
	氏 名	(姓)	(名)	年 月 日										
	フリガナ			区 分	成年後見人等・親権者等・ 国外居住請求者の代理人									
	氏 名	(姓)	(名)											
	住 所	〒 都 道 府 県												
国債の受領を市区町村長に委任する場合はその市区町村名										市 区 町 村				
国債の償還金 希望支払場所	名 称				所在地	都 道 府 県								
上記により、「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。														
令和 年 月 日 電話(自宅・携帯).....														
厚生労働大臣 殿 氏名.....														
裁定都道府県知事														
(市区町村使用欄)														
国債交付取扱店名														

(裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。)

(裏面)

記載上の注意

- 1 選択できる項目は、該当するもの又は該当する番号を○で囲んでください。
- 2 「もとの身分」の欄は、障害の原因となった傷病の発生当時の身分を、例えば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍軍属(雇員)」、「徴用工」等のように記載してください。
- 3 「退職時の本籍等」の欄は、戦傷病者等のもとの身分により次の区分に従って記載してください。
 - (1) 軍人又は軍属(内地勤務の軍属で旧令共済組合公務傷病年金等を受けていなかった者を除きます。)であった場合は、退職時の本籍地
 - (2) 徴用工、動員学徒、国民勤労報国隊員、戦闘参加者、国民義勇隊員、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者、内地勤務の軍属(旧令共済組合公務傷病年金等を受けていなかった者に限ります。)、防空従事者等であった場合は、初めて障害年金等を請求した当時の居住地
- 4 「41 その他」を○で囲んだ場合は、次の給付の中から該当する記号を選んで括弧の中に記載し、給付を受けたことがわかる年金証書等の写しを添付してください。

ア 郵政省共済組合障害年金	イ 日本鉄道共済組合障害年金
ウ 日本電信電話共済組合障害年金	エ 旧陸軍共済組合障害一時金
オ 旧海軍共済組合公傷病一時金	カ 旧通信部内職員共済組合傷病給与金又は疾病給与金
キ 旧通信共済組合公傷一時金	ク 旧国有鉄道共済組合公傷一時金又は障害一時金
- 5 「令和3年4月1日における障害の程度」の欄は、例えば「第3(項症)」(増加恩給等の場合)、「第3(歎症)」(傷病年金等の場合)又は「3(級)」(旧令共済組合公務傷病年金等の場合)のように記載してください。
- 6 「これまで戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けた場合」の欄は、前回受けた戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券の名称、裁定通知書記号番号及び請求当時の住所を記載してください。
- 7 「令和3年4月1日において欠格事由に該当するか」の欄は、(1)又は(2)の区分に従って、次の欠格事由のいずれかに該当する場合は「該当する」を、いずれにも該当しない場合は「該当しない」を○で囲んでください。
 - (1) これまでに戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けたことがある方(継続支給対象者)
 - ・戦傷病者等と離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあること
 - (2) これまでに戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けたことがない方(新規支給対象者)
 - ・禁錮以上の刑に処せられていること 若しくは
 - ・戦傷病者等と離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあること
- 8 戦傷病者等の妻の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名、生年月日及び住所のほか戦傷病者等の妻の特別給付金国庫債券の受給状況等を記載するとともに、「被相続人」の欄に戦傷病者等の妻の氏名及び死亡年月日を記載してください。
- 9 「成年後見人等」の欄は、請求者が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(成年後見人等)
 - (2) 未成年者のために親権を行う方又は未成年後見人が代わって請求するとき(親権者等)
 - (3) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(国外居住請求者の代理人)
- 10 「国債の償還金希望支払場所」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称及び所在地を記載してください。
- 11 最下欄の氏名は、請求者の氏名を記載してください。ただし、成年後見人等又は親権者等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。

様式第一号の二

(表面)

戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求書										2 - 13	
戦 傷 病 者 等	フリガナ					生 年 月 日	明治・大正・昭和				
	氏 名	(姓)	(名)				年 月 日				
	もとの身分				死 亡 年月日	平成 年 月 日					
	退職時の 本 籍 等	都 道 府 県									
請 求 者	フリガナ					生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成・令和				
	氏 名	(姓)	(名)				年 月 日				
	住 所	〒 都 道 府 県									
	これまで戦傷病者等の妻に対する特別給付金 国庫債券を受けたか受けないかの別						受けた ・ 受けない				
被 相 続 人 成 年 後 見 人 等	これまで戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けた場合										
	第 回特別給付金国庫債券 号	裁定通知書 記 号 番 号	第 号	請求当時 の 住 所	都 道 市 区 府 県 町 村						
	欠格事由に該当するか ※裏面6参照					該当する ・ 該当しない					
	フリガナ					死 亡 年月日	令和 年 月 日				
(裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。)	氏 名	(姓)	(名)								
	フリガナ					区 分	成年後見人等・親権者等・ 国外居住請求者の代理人				
	氏 名	(姓)	(名)								
	住 所	〒 都 道 府 県									
国債の受領を市区町村長に委任する場合はその市区町村名							市 区 町 村				
国債の償還金 希望支払場所	名 称					所在地	都 道 府 県				
上記により、「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。											
令和 年 月 日 電話(自宅・携帯).....											
厚生労働大臣 殿 氏名											
裁定都道府県知事											
(市区町村使用欄)											
国債交付取扱店名											

(裏面)

記載上の注意

- 1 選択できる項目は、該当するもの又は該当する番号を○で囲んでください。
- 2 「もとの身分」の欄は、障害の原因となった傷病の発生当時の身分を、例えば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍軍属(雇員)」、「徴用工」等のように記載してください。
- 3 「退職時の本籍等」の欄は、戦傷病者等のもとの身分により次の区分に従って記載してください。
 - (1) 軍人又は軍属(内地勤務の軍属で旧令共済組合公務傷病年金等を受けていなかった者を除きます。)であった場合は、退職時の本籍地
 - (2) 徴用工、動員学徒、国民勤労報国隊員、戦闘参加者、国民義勇隊員、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者、内地勤務の軍属(旧令共済組合公務傷病年金等を受けていなかった者に限ります。)、防空従事者等であった場合は、初めて障害年金等を請求した当時の居住地
- 4 「41 その他」を○で囲んだ場合は、次の給付の中から該当する記号を選んで括弧の中に記載し、給付を受けたことがわかる年金証書等の写しを添付してください。

ア 郵政省共済組合障害年金	イ 日本鉄道共済組合障害年金
ウ 日本電信電話共済組合障害年金	エ 旧陸軍共済組合障害一時金
オ 旧海軍共済組合公傷病一時金	カ 旧通信部内職員共済組合傷痍給与金又は疾病給与金
キ 旧通信共済組合公傷一時金	ク 旧国有鉄道共済組合公傷一時金又は障害一時金
- 5 「これまで戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けた場合」の欄は、前回受けた戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券の名称、裁定通知書記号番号及び請求当時の住所を記載してください。
- 6 「欠格事由に該当するか」の欄は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する場合は「該当する」を、いずれにも該当しない場合は「該当しない」を○で囲んでください。
 - (1) 戦傷病者等の死亡前に、戦傷病者等と離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあったこと
 - (2) 戦傷病者等の死亡後から令和3年9月30日までに、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあったこと
- 7 戦傷病者等の妻の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名、生年月日及び住所のほか戦傷病者等の妻の特別給付金国庫債券の受給状況等を記載するとともに、「被相続人」の欄に戦傷病者等の妻の氏名及び死亡年月日を記載してください。
- 8 「成年後見人等」の欄は、請求者が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。
 - (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(成年後見人等)
 - (2) 未成年者のために親権を行う方又は未成年後見人が代わって請求するとき(親権者等)
 - (3) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(国外居住請求者の代理人)
- 9 「国債の償還金希望支払場所」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称及び所在地を記載してください。
- 10 最下欄の氏名は、請求者の氏名を記載してください。ただし、成年後見人等又は親権者等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。

様式第二号(第2条関係)

裁 定 通 知 書

第 号

下記のとおり裁定したので通知します。

令和 年 月 日

厚生労働大臣
都道府県知事



根 拠 法 給 付 の 種 別 国 債 の 名 称	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 戦傷病者等の妻に対する特別給付金 第 回特別給付金国庫債券		
券 面 種 別	円 券	国債の記号	号
戦 傷 病 者 等			
請 求 者	年 月 日生		
住 所			

注1 国債を受領する際は、この通知書を提示して下さい。

なお、国債が交付されるまで、事務手続上多少時間がかかりますのでご承知下さい。

2 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

3 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国が処分を行った場合には国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣)、都道府県知事が処分を行った場合には都道府県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(A列4番)

様式第三号(第2条関係)

却 下 通 知 書

第 号

下記のとおり却下したので通知します。

令和 年 月 日

厚生労働大臣
都道府県知事

根 拠 法 請 求 の 種 類 請 求 年 月 日	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 特別給付金の請求 年 月 日
請 求 者	年 月 日生
戦 傷 病 者 等	
却 下 理 由	

注1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国が処分を行った場合には国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣)、都道府県知事が処分を行った場合には都道府県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(A列4番)